

子ども医療費助成制度のご案内

1. 制度内容

各種医療保険に加入している出雲市内にお住まいの小・中学生と高校生年代(※)の医療費を助成する制度です。生活保護を受けている場合は対象となりません。

※高校生年代：満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
また、他市町村への引っ越し後は、資格証は使用できません。



2. 助成内容

対象者の医療費を以下のとおり助成します。

対象者	自己負担額		
	入院	通院	薬局等※
小学生 中学生 高校生年代	1割負担 限度額(2,000円/月) ※	1割負担 限度額(1,000円/月) ※	無料

※限度額：1か月、1医療機関(医科、歯科別)あたりの自己負担額の上限

※薬局等：薬局(病院内の薬剤科は対象外)、柔道整復施術所、治療用器具製作所、はり・きゅう・あんまマッサージ施術所、訪問看護ステーション

以下のいずれかに該当する場合は助成対象となりません。

- ・保険適用外のもの(他の医療機関からの紹介状がない場合にかかる負担金等)
- ・学校等の管理下で発生した怪我などにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付される「災害共済給付金」の対象となるもの
- ・第三者行為(交通事故等の第三者による加害行為)による傷病



3. 医療機関にかかるとき

・島根県内の医療機関にかかるときは、マイナンバーカード等健康保険情報が分かるものと一緒に、「子ども医療費受給資格証」(以下、資格証といいます。)を医療機関の窓口へ提示してください。

・島根県外の医療機関にかかるときは、一部の医療機関(※)を除いて、資格証は使用できないため、後日払戻しの申請をしてください。

※詳しくはホームページをご覧ください。



4. 手続き内容

こんなとき	届出	必要なもの	内容
・出雲市へ転入した ・資格証をなくした、破損した	交付・再交付申請	お子さんの健康保険証情報が分かるもの※	資格証を渡します。
・保険情報が変わった ・市内で引っ越した ・氏名が変わった	内容変更届	・資格証 ・(保険変更の場合)お子さんの健康保険証情報が分かるもの※	新しい資格証を渡します。
・出雲市外へ引っ越す(転出する)	内容変更届	資格証	資格証は返却してください。

※お子さんの資格確認書、マイナ保険証(4桁の暗証番号)、保険証のうちいずれか1つ(詳しくは、裏面「6. 申請前のご準備」をご覧ください)。



《医療費の払戻しの手続き(償還払い)》

県外の医療機関の受診などで資格証が利用できなかったときや、治療用の補装具を購入したときは、払戻しの手続きをすることで、自己負担額が返還されます。

医療機関から請求を受けた日から2年以内に手続きしてください。

こんなとき	必要なもの
資格証が使えなかった(県外で病院に行った、資格証を持っていくことを忘れた)	①領収書(受診者名、診療点数が記載されているもの) ②受給資格者名義の口座が確認できるもの(通帳・キャッシュカード) ③資格証
健康保険を利用せず受診した(マイナンバーカード等を持っていなかった)	①～③(上に記載) ④保険者からの支給決定通知書
治療用装具を購入した(コルセット、膝サポーター、義手など)	①～④(上に記載) ⑤医師の意見及び装具装着証明書
治療用装具を購入した(小児弱視などの治療のための眼鏡・コンタクトレンズ)	①～④(上に記載) ⑥弱視等治療用眼鏡等作成指示書

5. 手続方法

いつでもどこでも利用できる、便利な電子申請をご利用ください！

以下のいずれの手続きにも利用できます。

(1) 交付・再交付

(2) 内容変更

(3) 払戻し(償還払い)



●スマホの場合は、上の二次元コードから。

●パソコンの場合は **出雲市 子ども医療** で検索し、
出雲市のホームページの案内に従ってオンラインで申請してください。

●窓口での申請も受け付けています。

【受付】出雲市役所 本庁 子ども政策課、各行政センター市民サービス課

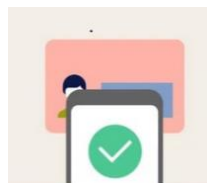


6. 手続き前のご準備

交付再交付申請や保険変更の場合、お子さんの健康保険証情報がかかるものをご準備ください。

(1) マイナンバーカードを保険証として利用する場合

申請方法	必要なもの
電子申請	マイナポータル「健康保険証」の写真 (サンプルの点線部分が必要です)
窓口申請	マイナンバーカードと4桁の暗証番号



申請前に必ずマイナポータルアプリ上の健康保険証情報を確認してください。

《確認方法》

① マイナポータルアプリをダウンロードし、
お子さんのマイナンバーカードを使ってログインする。

② 証明書の中の「健康保険証」の内容を確認し、
マイナンバーカード未登録の場合、登録作業を行う。

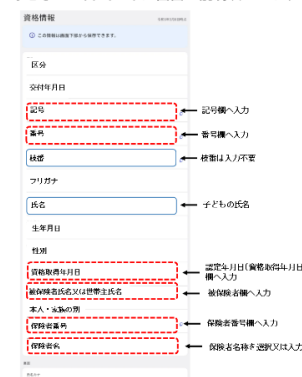
※詳しくは、厚生労働省

ホームページをご覧ください。→



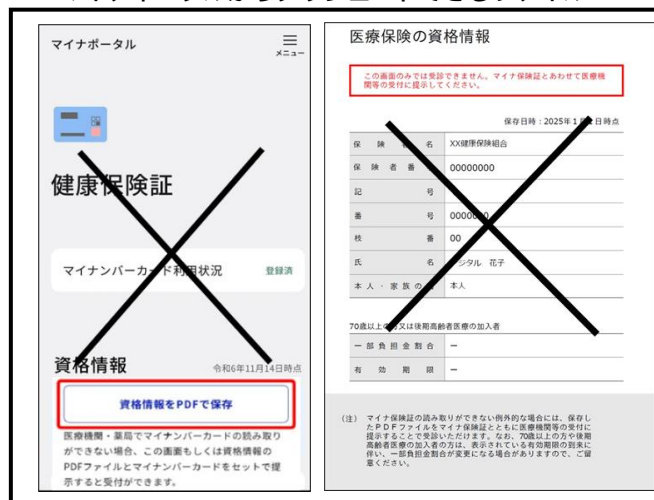
③ 資格情報のお知らせが届いても、②の「健康保険証」の
内容が確認できない場合は、保険者(職場など)へ確認する。

子どものマイナポータル画面の説明(サンプル)



以下のものでは健康保険証情報の確認ができません。

マイナポータルからダウンロードできるファイル



資格情報のお知らせ



(2) マイナンバーカードを保険証として利用しない場合

資格確認書、保険証(令和7年12月1日まで)のうち
どちらか1つが必要です。

※電子申請の場合は、おもて面の写真(サンプルの点線部分)
が必要です。



7. 高額療養費について

入院などで、医療費が高額になった場合、「高額療養費支給申請書」の
提出をお願いすることがあります。

※出雲市から被保険者(保護者等)への支払いや、被保険者(保護者等)から
出雲市への支払いは発生しません。



8. マイナ保険証と資格証の一体化

医療機関にかかるときに、マイナンバーカード1枚で資格証の確認ができるようになります。
ただし、すべての医療機関で資格証の確認ができるわけではありません。詳しくは、ホーム
ページをご覧ください。

【お問い合わせ】出雲市役所 子ども政策課
電話 0853-21-6963 FAX 0853-21-6413
メール kodomo@city.izumo.shimane.jp



←出雲市ホームページ
(子ども医療)